

① 草手

「百姓の草手にたつや夏の雲 玄珠」（文政七年（824）「鶴亭日記」）
 【草手】くさて。（『日本国語大辞典』）他人の土地の草を刈って払う代償。と、辞書は説明しますが、勿論、この句の解釈には役に立ちませぬ。すく、後に、

【草手銀】（『日本国語大辞典』）江戸時代の小物成の一種で、入会の草刈場に課された軽租。または入会村から地元村へ納める用益料。

の項目があり、これから「草手」の解説をひねり出したことが分ります。誤りではないとしても、基本の意味から大きくシフトした用語ですから、応用が利きません。

この俳句の状況から想像すると、「草手」は「草」のことだと思えます。真夏の昼下り、百姓が草を相手に汗を流しながら働いています。草を引いているのでしょうか、草を刈っているのでしょうか。それとも田の草を取っているのかも知れません。そのむこうには、白い入道雲が……。

（資料略）

ここの「草手」は庭の掃除として草を抜くこと。

（資料略）

ここの「草手」は、色々と利用される草木を意味しています。

（資料略）

ここの「草手」は「田の除草」です。

（資料略）

農民にとって「草手」は、除草の対象ですが、肥料であり、飼料であり、燃料であり、建築材料にもなる……、生活に結びついた「草」を示す言葉だと思えます。

草手 | 言葉を面白狩る。楽天ブログ (rakuten.co.jp)

② 村入用（むらにゆうよう）

村の運用に必要な経費をいう。つまり、村税ともいうべきものである。村入用の主なものは、用水施設の修繕・入牢百姓や牢番の飯米・諸給米・筆墨紙油代・井手や川除などの諸普請夫・村閭の公課などである。村入用は普通は決算払であり、年間必要とした額を、年末に高に応じて村民に賦課した。（白木）

金岡照『広島藩における近世用語の概説』（六訂版）

③ 村入用の実態

（前略）

この状況は、上原村に限ったことではない。表一〇七は、延享二年（1785）の賀茂郡兼沢村（村高三七六石七斗三升）の例である。同村の定物成（二五四石七斗六升八合）以外の雑租・村入用を含む諸出し米銀は、計二六石余で、二八一石五斗四升五合六勺が兼沢村百姓の負担総額となり、村高に対する免六六・三匁は毛付高に対して八一・七匁、さらに実際の「御免割下札前」は八九・六匁となる。この諸出し米銀も、年貢米納入にかかわる費用や郡割銀などが少なからぬ比重を占めていることが知られる。これらのうち、年行司が経理にあたった(A)と(B)についてさらに詳しくその内訳をみたのが表一〇八である。これによっても、奉幣使・参勤大名通行入用に象徴されるごとく、本来的な村の運営・維持にかかわる村入用以外の諸負担が多種多様な形で農民の双肩にかかり、しかもこれらが財政面において村の運営を圧迫しているという実情をうかがうことができる。

諸出し米銀(延享2年)

額	
石	2.6314
	1.883
	1.26
	1.245
	3.383
	1.5
	0.81
	0.3
	1.3286
	1.86
	1.191
	2.266
	1.28
石	20.928(0.4694寸米払)
匁	17.03
	85.61
	39.06
	5.03
	116.84
	27.28
	3.88
	116.27
石	511 (6.309)
	26.7776

「村御免割帳」(延享2)に
ま。

⑤ 表108 兼沢村年行司小帳による村入用の内訳

費 目		額	備 考
出 飯 米	庄屋 廣島市村	石 0.466 (21.5)	夏勘定, 惣勘定 宗旨判形, 年貢皆済 貸物取立, 役人通行, 年貢米払方, 被仰渡御用 宗旨判形, 給人免状 普請所御用, 役人通行, 被仰渡御用 作付相談, 普請, 早中晩田下見, 諸算用
	組頭 四日市	0.1105 (6.5)	
	他 四日市	0.1015 (6.5)	
	他 四日市	0.075 (5)	
	年行司 他	0.105 (7)	
小 計 (A)		1.191	
入 役 米	吉行村国分寺焼明米	石 0.04	
	広島宿賃米	0.32	
	四日市 "	0.15	
	大屋村米払度々宿米	0.3	
	宮ふき替の節神酒・供米	0.046	
	氏神祭礼入用	0.395	
	御用糶・餅米広島払入用	0.1	広一広島間船賃
	米払人夫飯米	0.795	79人5歩
諸 賄 米	0.09	伊勢大夫, 熊野大夫, 宮島大夫, 福島明神大夫	
小 計 (B)		2.266	
入 役 銀	奉幣使通行前割銀	匁 45	内利子 匁 7.5
	奉幣使通行	21.89	" 1.99 (松平丹後守, 大村河内守)
	参勤大名通行入用	25.98	" 2.88 (松平大膳大夫, 有馬中務大輔)
	虫送り入用	4.4	" 0.4 (松平薩摩守)
	牛馬祈禱入用	18.7	" 1.7
	四日市ニ而雇飛脚賃	1.06	" 0.06
	卯祭礼神酒・供米代	0.03	享保20年分
小 計 (C)		117.03	
需 要 費	紙 代	匁 56.6	諸口8束, 半紙2マ 23対 8丁 3升5合
	筆 代	7.66	
	墨 代	5.6	
	灯 油 代	15.75	
小 計 (D)		85.61	
寺 社 関 係	仏護寺初尾銀	匁 11.5	
	熊野社 "	6	
	出雲大社 "	12.56	
	愛宕社 "	1	
	伊勢神宮 "	2	
	高野山 "	1	
	宮島 "	1	
長浜専徳寺 "	4		
小 計 (E)		39.06	
そ の 他 (F)	割木陸荷札運上秋上り	匁 1.25	
	厘米大豆所売払代	1.61	
	庄屋合印奉加	2.17	
米高計 <(A)+(B)>		石 3.457	
銀高計 <(C)+(D)+(E)+(F)>		匁 246.73	

兼沢・内田家「賀茂郡兼沢村入役米銀年行司小帳」(延享2)による。なお、数値は史料記載のままを用い、出飯米の()内は出役日数を示す。

③~⑤『広島県史』近世1

No1

『広島県史』近世1

④ 表107 賀茂郡兼沢村の

費 目		額
諸 出 し 米	七厘米	諸口8束, 半紙2マ 23対 8丁 3升5合
	秋老歩米	
	種米利足(明知)	
	" (給知)	
	庄屋給	
	組頭給	
	筆取給	
	米計給	
	年貢蔵払米積賃	
	蔵払い諸入用	
出飯米(A)		
入役米(B)		
座頭警女賄米		
小 計		
銀 方 の 分	入役銀(C)	諸口8束, 半紙2マ 23対 8丁 3升5合
	村用需要費(D)	
	寺社関係費(E)	
	その他(F)	
	その郡割銀	
夫割銀		
黒瀬組飛脚賃割		
座頭警女賄米		
小 計		
米 計		

兼沢・内田家「賀茂郡兼沢村」による。数値は史料記載の

① [近世] 八木村 江戸期～明治22年の村名。安芸国沼田郡(もと佐東郡)のうち。広島藩領。蔵入地。村高は、元和5年「知行帳」713石余、「芸藩通志」「天保郷帳」「旧高旧領」ともに808石余。村内を雲石往還が通る。太田川を渡る八木渡しには慶安3年から藩税が課税され、文政年間の運上銀は301匁であった(芸藩志拾遺・芸藩通志)。「芸藩通志」によれば、戸数361・人数1,682、牛60・馬2、舟19、畝数71町余。明和5年南下安村の桑原卯之助が当村十歩一から打越村に至る9か村を灌漑する定用水を建設。同用水開削以前は早害が頻発。八木晒場に用水をかけるなど取水は種々試みられたがいずれも失敗し、蕎麦など救荒作物が栽培されていたという(定用水碑)。太田川沿いには竹藪が多く、農間余業には竹の皮笠・したみを製造、約2割の者は商売に従事した(芸藩通志)。元治元年には広島の反物屋から送られる布・木綿の晒が行われていた(御領分諸色有物帖)。阿武山の北側には銅山もあった。八木梅林は一名米溪園と呼ばれ、「芸藩通志」には「一村多く梅を植ゆ、近方たぐひなし」と記し、産物にも梅があげられる。真宗本願寺派浄楽寺は元和5年順超の開基、神社は八幡宮2社(現光広神社・細野神社)。明治4年広島県に所属。同7年浄楽寺本堂に小学校友声舎を開設(佐東町史)。同10年高宮郡玖村の飛地一ツ矢郷を編入、当村の飛地瀬尻郷を玖村へ、中屋郷を同郡中島村へ編入。太田川橋は山陰・山陽連絡道整備の一環として同20年に架橋。八木渡し場は乗客が激減したが昭和30年代まで存続した(同前)。同20年の戸数422・人口2,015。同22年市制町村制施行による八木村となる。

『角川日本地名大辞典 34 広島県』

② 「こぞりて」【挙】【副】(動詞)「こぞる(挙)」の連用形に助

③ 「こぞりて」【挙】【副】(動詞)「こぞる(挙)」の連用形に助

④

⑤ 「こぞりて」【挙】【副】(動詞)「こぞる(挙)」の連用形に助

⑥ 「こぞりて」【挙】【副】(動詞)「こぞる(挙)」の連用形に助

⑦ 「こぞりて」【挙】【副】(動詞)「こぞる(挙)」の連用形に助

⑧ 「こぞりて」【挙】【副】(動詞)「こぞる(挙)」の連用形に助

⑱ 也 ヤ

こ 也 也 也 也
 や や や や や
 く く く く く

⑲ 砲 ホウ

砲 砲 砲 砲 砲
 砲 砲 砲 砲 砲

⑳ 炮 ホウ

炮 炮 炮 炮 炮
 炮 炮 炮 炮 炮

㉑ 鉤 カウ

鉤 鉤 鉤 鉤 鉤

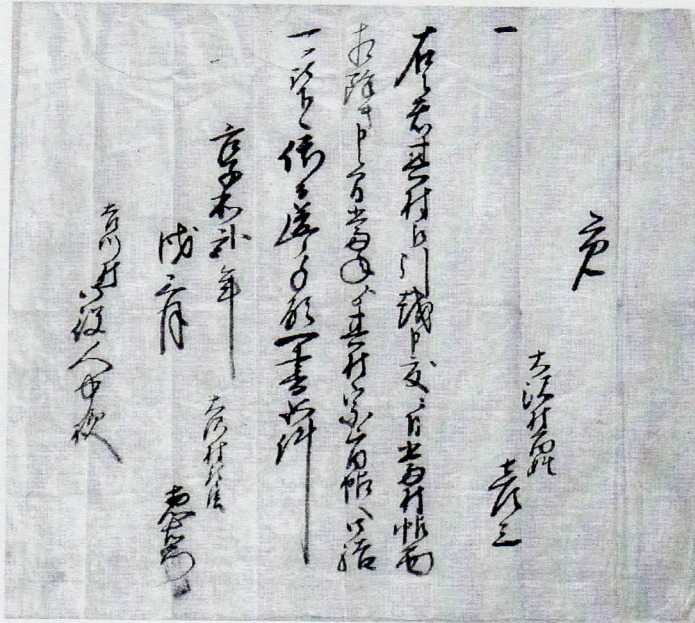
㉒ 讀 ドク

讀 讀 讀 讀 讀
 讀 讀 讀 讀 讀

讀 讀 讀 讀 讀

25 送り手形（おくりてがた）

宗門送手形・送一札・送り証文ともいう。縁組・引越などで住居を移動する場合に、当人の続柄・移動理由などを記し、切支丹でないことを証明した送籍状で、寺手形を添えて先方の庄屋へ送った。この手形が受理されると、相手方の庄屋から請込一札が発行された。（日用）



「賀茂郡大沢村百姓彦三の吉川村への送り手形」
(県立文書館所蔵・竹内家文書 198801-3842-1)

27 宗門人別改（しゅうしにんべつあらため）

宗門改ともいう。広島藩では、宗門鉄砲改奉行（元禄九年に設置、以前は切支丹奉行という。文化六年からは「郡廻り」の兼務）が年一回出

30 社倉（しゃそう）

社倉とは、備荒貯蓄の制度の一つで、麦等（広島藩では原則として赤麦を、村の特別事情によっては米・雑穀を貯えたを貯える蔵をいう。広島藩では、寛延二年（一七四九）安芸郡矢野村尾崎八幡宮の祠官香川将監によって始められ、以後、社倉は近隣の村々にも普及した。藩は明和七年（一七七〇）社倉の設立にふみ切り、「社倉法意頭書」を發布し、設立を具体的に指示した。これに基づいて天明六年（一七八六）には、広島藩のほぼ全領内に社倉が設立された。広島藩の社倉は、救荒対策と農民への社倉麦貸付による利殖を目的とし、藩の御貸麦と農民の持高に応じた出資等をもって元麦とし、救麦（救）・永貸穀・永利穀の三種を貯えた。なお社倉には、割庄屋の下に四人（郡により異なる）の社倉支配役・庄屋の下に一人の拾人組頭取（麦庄屋と称す）および組頭の下に社倉十人組頭（五人組二組を拾人組とした。概ね長百姓が兼務）を置いて、管理・運用にあたらせた。ちなみに、文政六年（一八三三）高宮郡上原村では、社倉麦二四石一斗九升四合七勺（社倉麦二三石四斗九升・刺麦七斗四合七勺）の内刺麦から、蔵下年貢二斗・十人組六人給三斗・舂取給七升・筆者給二升・縄俵仕替并手伝夫胤喰升欠一斗四合七勺を差し引き、残りの二三石五斗を社倉麦として貯えている。（県二・上原村諸控）

25・27・30 金岡照『広島藩における近世用語の概説』（六訂版）

31 浅野又五郎・於加代

郡して、宗門改を実施した。その際、寛政三年（二七九）以後においては、檀那寺・割庄屋・庄屋（二人の村は一人）が出頭し、檀那寺は人別帳に記入されている者が、門徒であることを証明するため寺印を押印した。なお、宗門人別帳作成の責任者は庄屋であり、事前に代官を経て宗門鉄砲改奉行に提出した。（羅場）

②⑧ 七代藩主浅野齐賢の妻子

室 泰君（法体院） 公卿・徳大寺実祖女

継室 孚希宮（朝翔院） 有栖川宮・織仁親王女

子 齐肃 襲封

子 長駿（真覚院）

女 輝姫（昌寿院）

- ↓ (1) 武蔵川越・松平直温室
- ↓ (2) 出羽米沢・上杉斉定室

女 豊姫（淳光院） 出羽山形・秋元久朝室

女 茂姫（真浄院） 越後新発田・溝口直諒婚約

女 延姫／久美姫（宝寿院） 越中富山・前田利保室

女 歌姫（見明院） 越後新発田・溝口直諒室

女 益姫（顕光院） 肥後熊本・細川斉護室

女 加代姫（信楽院） 筑後柳河・立花鑑備婚約
对馬府中・宗義和室

②⑨ 於富

主水正重安（一代）

安節 浅野倫恭男
主水、松濤

文化四、一一生

文政四、一〇、二〇承

安政三、七、一没

夫人 富

浅野長懋二女

文政元、一〇生

天保七、七、一二没

重美 上田安世（安節養父）
六男、安敦、内記、主水、謙翁

文政三、一五生

安政三、八、二六承

明治三、一〇、三隠

忠 六戸親基夫人（難）

倍 浅野道典夫人

龜次郎 浅野 忠夫人

長駿 浅野又五郎

文政二己卯年十一月三日於廣島誕生母家女知名友吉初氏
安井天保五甲子年上月三日齊肅備弟同七丙申年正月
七日卒真覚院年十八歳墓所江戸芝貝塚青松寺

女加代姫

宗 对馬守義和室

文政五壬午年閏正月廿三日於廣島誕生母家女天保十辛
丑年十一月廿六日配立花左近将監鑑備弘化二己年七月
十八日婚不成離縁同三丙午年五月廿四日配宗家九月廿八日
入興同丁未年十月五日啓成

③② 浅野右京長懋（ながとし） (2)

長懋 浅野右京 幼名 壽之助

天明七丁未年十月廿七日於江戸櫻田館誕生母家女寛政四壬
年十二月三日備第三男文化元甲子年正月知行三千石天保丙申
年正月十九日卒覚道院年五十歳墓所國泰寺

③①・③② 「浅野家系図」(県立文書館所蔵・岡本家文書 2011.05-1)

遠路の所に御座候らば万事行き届き申さず、か様延引相成り候ては
下拙(げせつ)方も元方差し支えにも相成り、甚だ以て難渋仕り候。最早直々
相對(あいたい)にて行き届き申さず、致し方も之れ無く、恐れ乍ら御公儀様へ
出訴仕り候やとも存し奉り候らえども、貴君様始め夫れぞれお役人中様
遠路の御苦勞に預り候事何とも恐れ入り奉り候。何卒お役柄
の御威光を以て当人お召し寄せ成し下され、代銀早々相渡し呉れ候様

P 4 0

利解の上、下げ済みお取り計らい下され候へは、御慈悲有り難き仕合せ存し奉り候。自然
貴君様情々(せいぜい)お仰せ下され候上、對談行き届き兼ね候らば止むを得ざる事、
出訴仕り候。此の段何とも歎かわしく存し奉り候。前後御推覽下され度く
呉れぐれも和濟(わさい)お取り計らいの程偏えに願ひ上げ奉り候。先ずは右の段
愚札を以てかくの如く御座候。尚後便(こうびん)否や御報必ず必ず待ち上げ奉り候。
早々、以上。

布屋

癸巳十月十日

善助

八木村

お役人中様

P 4 1

一啓申し上げ候。甚だ恐れ入り候らえども、何卒此の書状与助殿へお届け下され
候様願ひ上げ奉り候。尤も銀高左に

覚

一五五三拾九匁五分

右の通りに御座候。よろしく願ひ上げ奉り候。

布屋

巳十月十日

善助

八木村

お役人中様

P 4 2

本町二丁目

荏州沼田郡八木村

布屋

上封

与助様

善助

彦通

急用書

右に付き善助方へ返書控

口印

御紙面下され拝見仕り候。仰せの如く未だ御意を得ず候らえども、弥々御安全御座なられ
候旨實し奉り候。然れば元当村住与助と申す者へ呉服物代
滞り銀之れ有る趣を以て、約(つづ)め方の儀御細書お申し越しの趣承知仕り候。
全体右滞り銀の義は根元(ねもと)商事相對取り引きと相見え候に付き

P 3 5

八

沼田郡八木村五穀成就・雨乞い御祈祷の儀お願い書き付け

沼田郡

覚

八木村

一銀三拾六匁

三日三夜御祈祷料

一昼夜分拾貳匁ずつお定め銀

右は近來照り続き、当村田方の内出水請けの場所

用水不足、草手（くさて）等も出来難き趣を以て雨乞い御祈祷

P 3 6

の儀百姓共より拳（こぶ）つて願ひ出申し候に付き、今日より三日三夜の
間氏神社に於て五穀成就・雨乞い御祈祷執行

仕り度く存し奉り候間、此の段お聞き届け仰せ付けさせられ下され候様

願ひ上げ奉り候。尤も右お定め銀諸人用の儀は当暮れ定数入り役

免の内を以て取り計らい申すべく候間、此の段もお聞き届け置かせられ下され

候様仕り度く存し奉り候。仍て右の趣書き付けを以て願ひ

申し上げ奉り候。以上。

当分庄屋

巳五月

文左衛門

P 3 7

庄屋格与頭

忠左衛門

与頭

武三郎

同

六兵衛

沼田郡

お役所

P 3 8

九天保四巳十一月

元当村住人当時広島鉄砲（砲力）屋町与助

大坂本町二丁目布屋善助方呉服物代

滞り銀催促一件書類控

イ印

未だ御意きよいを得ず候らえども愚札を以て啓上仕り候。弥々（いよいよ）冷気の砌御座候処

其の御地（おんち）御令書（おんぎ）せんか様お揃い益々御壮栄珍重御儀（おんぎ）に存し奉り候。然る処

其のお村方御配下与助殿方へ呉服物代取り引き罷り在り候処

尤も旧冬迄は御町疋に御算用成し下され大慶存し奉り候処

P 3 9

旧冬に至り善助死去仕り候に付き、何角（なにかと）不都合にて当惑仕り、

罷り居り候。其の後右呉服物代銀何の御沙汰も下されず、何分

布屋善助方呉服物代滞り銀
の儀に付き駆け合い之れ有り候趣委細
お申し越し成られ候段承知仕り候。右与助義は
当時石見屋町へ別宅仕居り申し候に付き、
其の方へ駆け合い申し候に付き、大坂よりの
来書并びに返書写し共別紙都合
四通先ず受け取り置き申し候。右
御報迄斯くの如く御座候。以上。

鉄砲屋町
役人

十一月七日
八木村

お役人中様

割庄屋中調子村

一 天保四年巳十二月十八日八木村当分庄屋御免 文左衛門

一 同日 社倉十人組頭取 武三郎
与頭役御免

一 同八木村庄屋仰せ付けらる

西原庄屋
緑井村
割庄屋

甚右衛門

P 4 7

十天保四年三月

可部町郡追放者送り越し紙面写
覚

当町

伊右衛門

一 右の者此の度郡御追放仰せ付けさせられ候間、例の通りお見届け成らるべく候。以上。

可部町年寄

午二月晦日

三郎右衛門

同見習

清三郎

沼田郡八木村

お役人中様

覚

伊右衛門

一 右の者其の郡御追放仰せ付けられお送り越し、慥(たし)かに見届け申し候。以上。

P 4 3

お役前 (やくまえ) 約めと申す儀は些か落ち合ひ難き様相考えられ申し候。殊に右与助儀
当春御当地広島鉄砲屋町吉野屋利兵衛借家 (かしや) 久蔵
と申す者方へ養子に引つ越しの儀願ひ出申し候に付き、段々相しらべ
申し候処相違之れ無きに付き、支配の役方へ願ひ出遣し、聞き届けの上、当
四月右久蔵方へ引つ越し取り計らい、当時は当村方帖面消し印、
広島鉄砲屋町住人に御座候故、右御来書並びに与助への
来状共同町役人中へ相達し置き申し候間、此の段御承知、余は
宜しくお駆け引き成られ度く存し奉り候。仍て右の趣書中を以て御報かくの如くに

P 4 4

御座候。以上。

荏州八木村

十一月六日

役人

大坂本町二丁目

布屋

善助様

右に付き広島鉄砲屋町役人へ遣す書状控

未だ御意を得ず候らえども、各々(おのおの)様弥々御平安御座成らるべく賀し奉り候。然れば元
当村丈助倅与助と申す者其の御町吉野屋利兵衛借家
久蔵方へ養子に引つ越しの儀当春願ひ出、お聞き届けの上、当

P 4 5

四月右久蔵方へ引つ越し取り計らい申し候に付き、当時は当村帖面消し印
の者に御座候処、右与助儀大坂本町二丁目布屋善助方
呉服物代滞り銀之れ有る趣を以て、別紙イ印の通り約め方の儀
書面を以て申し越し候に付き、則ちロ印の通り返書取り計らい置き申し候間、
此の上御町儀へ駆け合ひ来たり候らわば、宜しくお取り計らい成られ度く存し奉り候。猶
別紙与助への封書もお受け取り、届け方の義宜しくお取り計らい成られ度く
存し奉り候。則ち大坂よりの来状、御返書写し並びに与助への書面、滞り銀
注文共都合四通御贈達、右の趣御意を得申し候。以上。

P 4 6

八木村

十一月三日

役人共

広島鉄砲屋町

お役人中様

* (付紙)

広島鉄砲屋町よりの来書

御紙面下され忝く拝見仕り候。各々様
弥々御安全御座成られ候由賀し奉り候。然して
町内吉野屋利兵衛借屋久蔵
養子与助大坂本町二丁目

P 4 8

午二月晦日
可部町

お役人中様

八木村

役人

十一

天保五年四月

右京様

沼田郡

又五郎様御小休所の義お尋ねに付きお答え書き付け
お加代様

八木村

沼田郡

覚

八木村

右京様

又五郎様

お加代様

都(すゞ)て是迄川上辺へ御座成させられ

P 4 9

候節御小休所に相成り候分、当村にても矢張り御小休所に
相成りお差し問え之れ無き分申し出るべき旨仰せ付けられ、畏み奉り、則ち左に
申し上げ候。

お小休所

お富様

去巳八月廿八日

当村田尾

本菴屋

右京様

当午三月廿七日

万之助所

又五郎様

当午四月朔日

お小休仰せ付けさせられ、去り乍ら至つて手狭にて誠にか成り乍ら
右の通りに御座候らまども、右方之助居宅の儀も至り手狭にて
此の後御座成らせられ候てもお差し問えの儀は御坐無く候様存し奉り候。
誠に成りにお小休お済せ成らせられ候儀と相考えられ、

P 5 0

私共は於ても甚だ以て恐れ入り奉り候儀に存し奉り候。右お尋ねに付き此の段
書き付けを以て申し上げ候。巳上以上。

巳四月

庄屋

甚右衛門

庄屋格守頭

忠左衛門

同

六兵衛

組会副庄屋

文左衛門殿

沼田郡八木村五穀成就・雨乞御折禱之儀御願書附

覚

沼田郡 八木村

三日三夜御折禱料

二昼夜分拾貳匁ノ御定銀

一銀三十匁也

右者近來照續 当村田方之内出水請之場所

用水不足、草手等も難出來趣を以雨乞御折禱

P 36

之儀百姓共方举而願出申候二付、今日と三日三夜

之間於氏神社五穀成就・雨乞御折禱執行

仕度奉存候間、此段御聞届被為仰付被下候様

奉願上候、尤右御定銀諸人用之儀八当暮定数入役

免之内を以取計可申候間、此段も御聞届被為置被下

候様仕度奉存候、仍而右之趣書附を以御願

奉申上候、以上

巳五月

当分庄屋

文左衛門

P 37

庄屋格号頭

忠左衛門

与頭

武三郎

六兵衛

沼田郡

御役所

P 38

九天保四巳十一月

元当村住人当时広島鉄砲屋町与助

大坂本町二丁目布屋善助方呉服物代

滞銀催促一件書類控

了印

不得未御意候得共以愚札啓上仕候、弥冷氣之砌御座候処

其御地御全家様御揃益御壮栄珍重御儀三奉存候、然此処

其御村方御配下与助殿方、呉服物代取引罷在候処

尤旧冬迄八御叮嚀二御算用被成下大慶奉存候処

P 39

旧冬至至善助死去仕候二付、何角不都合三而当惑仕

罷居候、其後右呉服物代銀何之御沙汰も不被下、何分

遠路之所ニ御座候へハ万事行届不申、々様延引相成候而ハ
下拙方も元方差支ニも相成、甚以難渋仕候、最早直々
相对ニ而行届不申、致方も無之、乍恐御公儀様へ
出訴仕候哉とも奉存候得共、貴君様始々夫々御役人中様
遠路之御苦勞ニ預り候事何共奉恐入候、何卒御役柄
之御威光を以当人御召寄被成下、代銀早々相渡呉候様

P 40

利解之上、下濟御取計被下候へハ、御慈悲難有仕合奉存候、自然
貴君様情々御仰被下候上、対談行届兼候へハ不得止事、
出訴仕候、此段何とも敷敷奉存候、前後御推覧被下度、
呉々も和濟御取計之程偏奉願上候、先者右之段
以愚札如此御座候、尚後便否哉御報必々奉待上候、
早々、以上

癸巳十月十日

布屋

善助

八木村

御役人中様

P 41

一啓申上候、甚恐入候得共、何卒此書状与助殿へ御届被下
候様奉願上候、尤銀高左二

覚

一五百三拾九匁五分

右之通ニ御座候、よろしく奉願上候

布屋

巳十月十日

善助

八木村

御役人中様

P 42

上封 茨州沼田郡八木村
与助様

本町三丁目

布屋

急用書

善助

壹通

右ニ付善助方江返書控

口印

御紙面被下拜見仕候、如仰未得御意候得共、亦御安全被成御座
候旨奉賀候、然者元当村住与助と申者江呉服物代
滞銀有之趣を以、約方之儀御細書御申越之趣承知仕候、
全体右滞銀之義ハ根元商事相对取引と相見候ニ付、

P 43

御役前約と申儀ハ些難落合様被相考申候、殊ニ右与助儀
当春御当地広島鉄砲屋町吉野屋利兵衛借家久藏

と申者方江養子ニ引越之儀願出申候二付、段々相しらへ
申候処相違無之二付、支配之役方へ願書遣シ、聞届之上、当

四月右久藏方へ引越取計、当時ハ当村方帖面消印、
広島鉄砲屋町住人ニ御座候故、右御来書并与助江之

来状共同町役人中江相違置申候間、此段御承知、余者
宜御駈引被成度奉存候、仍而右之趣書中を以御報如此二

P 44

御座候 以上

芸州八木村

役人

十一月六日
大坂本町二丁目

善助様
布屋

右二付広島鉄砲屋町役人江遣又書状控

未得御意候得共、各様弥御平安被成御座奉賀候、然者元

当村丈助停与助と申者其御町吉野屋利兵衛借家

久藏方江養子ニ引越之儀当春願出、御聞届之上、当

P 45

四月右久藏方へ引越取計申候二付、当時ハ当村帖面消印

之者ニ御座候処、右与助儀大坂本町二丁目布屋善助方

呉服物代滞銀有之趣を以、別紙ノ印之通約方之儀

書面を以申越シ候二付、則口印之通返書取計置申候間、

此上御町儀江駈合来り候ハ、宜ク御取計被成度奉存候、猶

別紙与助江之封書も御受取、届方之義宜御取計被成度

奉存候、則大坂方之来状御返書并与助江之書面滞銀

注文共都合四通御贈達、右之趣得御意申候、以上

P 46

十一月三日

広島鉄砲屋町

八木村
役人共

御役人中様 ↑ の上に貼紙

「貼紙(キストには写っていない)」

広島鉄砲屋町方之来書

御紙面被下忝拜見仕候、各様

弥御安全被成御座候由奉賀候、然而

町内吉野屋利兵衛借家久藏

養子与助大坂本町二丁目

布屋善助方具服物代滞銀
之儀三付堅合有之候趣委細
御申越被成候段承知仕候、右与助義六
当時石見屋町へ別宅仕居申候三付、
其方へ堅合申候三付、大坂方之
来書并返書写共別紙都合
四通先少受取置キ申候、右
御報迄如斯御座候、以上

十一月七日
八木村
御役人中様

鉄砲屋町

役人

貼紙(三まで)

一天保四年巳十一月十八日八木村当分庄屋御免
割庄屋中調子村
文左衛門

一同日 社倉十人組頭取
与頭役御免
武三郎

一同八木村庄屋被仰付
西原 庄屋
割庄屋 甚右衛門

P 47
+

(五カ)
天保四年二月

可部町郡追放者送り越紙面写
覚

一 右之者此度郡御追放被為仰付候間、例之通御見届可被成候、以上
当町 伊右衛門
可部町年寄 三郎右衛門

午二月晦日

同見習 清三郎

沼田郡八木村
御役人中様

覚

一 右之者其郡御追放被仰付御送越、儘二見届申候、以上
伊右衛門

P 48

午二月晦日

可部町
御役人中様

八木村
役人

十一

天保五年四月

右京様
又五郎様
御小休所之義御尋三付御答書附
於加代様

沼田郡
八木村

覚

沼田郡 八木村

右京様
又五郎様
於加代様

都而是迄川上辺江被為成

P 49

御座候節御小休所ニ相成候分、当村ニ而も矢張御小休所ニ
相成御差問無之分可申出旨被仰付、奉畏、則左ニ
申上候

御小休所

於富様 去巳八月廿八日 当村田尾
右京様 当午三月廿七日 木茶屋
又五郎様 当午四月朔日 方之助所

御小休被為仰附、乍去り至而手狭ニ而誠二年ケ成

右之通主御座候得共、右方之助唐宅之儀も至而手狭ニ而

此後被為成御座候而も御差問之儀ハ無御坐候様奉存候

識ニテ成主御小休御落也被為成候儀と被相考、於

P 50

私共も甚以奉恐入候儀と奉存候、右御尋ニ付此段
書付を以申上候、巳上以上

午四月

庄屋 甚右衛門
庄屋格与頭 忠左衛門
同 六兵衛衛

組合割庄屋
文左衛門殿

一、先月の解説文活字読みの確認点

- P 29 17行目 『御大度之御憐憫を以』 傍線部は『憐愍』
- P 31 7行目 『同 六右衛門』 傍線部は『五人組』
- P 34 2行目 『辰七月十九日』 傍線部は『極月』

二、指摘・意見・質問・他諸々

- ① P 18 2行目 『出浮』

『出浮』でうき。『国語大辞典』

出歩く。浮かれ歩く。

『出府』しゅつぷ。『広辞苑』

(一) 江戸時代、幕府の所在地たる江戸に出ること。

(二) 地方から都会に出ること。

- ② P 18 5行目 「材木取留置候もの投出シ不申候而ハ」

会員より意見がありました。

『右「投出シ…」は「投出シ不申候而ハ…」で、(さがしだし)ではないでしょうか。多少崩しが歪でも「投」と読めると思います。「投出シ」では今一文意がはつきりしなかったものが、「投出シ」で明白になり、後段の文章とも繋がりができてくると思います。』

確かに普通に読めば「投出シ」としか読めません。「投出す」はあきらめる・放り出す…と考えると、手放して済むことなら、それ以後皆であちこち聞き探り見申す事も無いでしょう。

「投出し」だとすると何を投すのでしょうか。式三尺ばかりの切れ木ではない本来の御用材木、又はそれを取置いている者がいないかでしょうか。

搜 披 披 披 ↓ 抄 抄

矢印部分を書き損じと考えれば「搜」と読めないこともないとは思いますが如何でしょうか。無理がありますでしょうか？ どちらにしても「投出す」では此の数行の文意がつかめません。

三、報告・お知らせ

◇ 十二月例会は、十二月三日(第一土曜日)午後一時半より於第一・第二研修室です。第二研修室白板を前とします。当日の会場当番は、A 6班及びB 6班です。

一月例会は、一月七日と二十八日です。二月は有りません

***** 萬津箱 ***** (余談) *****

- ◎ P 16 18行目 「今井田村あら下」

前回の地図に記して置きましたが、「あら下」は「荒下」の事と思われる。JR可部線終点安芸亀山駅(安佐市民病院)の西300m位の所に「荒下」バス停があります。地名として「荒下」は残っていません。此のバス停は現在可部町南亀山にあります。さらに西200m辺りから「今井田」の地名となりますが、それより先集落らしい集落はなかなか現れません。市町村制施行時「高宮郡今井田村」は亀山村の一部となり、その後亀山村は他二村と共に可部町と対等合併。1972年その可部町も広島市に編入。そうした過程で「荒下」は南亀山二丁目に残った(?)のでしょうか。バス停に昔の記憶が残っている例は多々あるようです。

◎ 八木村ではありませんが、「近世の倉橋の藩支配体制」を頂きました。村方三役その他の役割が簡潔に書かれているので、その部分を切り取ってここに載せてみます。

1. 藩の支配と村役人

町方：町奉行—大年寄（町組毎）—一年寄（町毎）—組頭
—大庄屋（村組）—庄屋（村毎）—組頭

対象：城下広島（5つの町組と、1つの村組（30の村からなる））、三原、尾道、宮島

勘定奉行

地方：郡奉行—郡廻り（2、3郡毎）—代官（郡毎2名）—大庄屋（村組毎）—庄屋（村毎）—組頭—長百姓—百姓
—番組、勘定組（＝実務担当者、数名）

対象：町方以外。沿岸島嶼部を浦辺、浦方と呼ぶこともあり。

浦方：船奉行— ?

代官以上は藩士から、大庄屋以下は農民から、庄屋と組頭は代官が大庄屋の推薦などを受けて任命した。郡廻りは管内の巡察や、代官以下の政務を監察し、民情把握、免の決定（御免奉行とも呼ばれた）をした。

安芸郡の代官（知行200石程度）は通常は城下の役宅で、事に応じ海田市（郡元）の代官屋敷で執務した。村組ごとに大庄屋（享保以降“割庄屋”）が嘗ての武士の系譜を引くような名望家から多く任命され、村組を統括、藩命の伝達、郡割り勘定（郡の財政）、庄屋で解決できなかった問題の調停などに当たった。この村組は大庄屋を務める家の状況にも左右され、しばしば組み替えられている。安芸郡の場合、宝暦4年は矢野組、江田組、渡子組、上瀬野組、熊野組の5組、幕末には庄山田組（沢原八左衛門）も見える。

村では庄屋が村政を統括し、年貢、諸負担の割り付けと徴収を中心に藩からの触書の伝達、藩への上申書の提出、戸口調査や宗門改め、各種証明書の発行、田植えや作況の報告、氏神祭礼の世話から治安維持に至るまであらゆる業務に当たった。

村内をいくつかの組に分けし、組ごとに組（与）頭を置き、庄屋を補佐し、年貢徴収事務などを分担している。

長（おさ）百姓は村民を代表する立場で、一般村民の身元保証などの他、特に村の財政運用に目を光らせる役割（年行司）もあった。

倉橋島（村）は延享4年（1747年）は渡子組に、宝暦元年（1751年）は江田組、幕末には庄山田組に属した。大きいばかりでなく浦々に集落があり、国境の村でもあり、庄屋は2名、組頭は8名、長百姓60名以上の時もあった。庄屋は村の有力者から選ばれ、交代で務めていた。庄屋の居宅が役場になり、日々の村の経営において必要な資金は日常的に庄屋など村役人の建て替えて調達されており、一定の資産家から世襲的に任命されることが多かった。

庄屋、組頭のほか、村政を実際に遂行するため、多くの村役人（村入用から一定の給米がもらえる）があった。

★筆取り（筆者） ★小走・状持（触書など書類を他村や村内各集落に伝達） ★肝煎（各集落内の取り締り）

★枅取（年貢を計量） ★蔵番（年貢の一時保管） ★山守（山番）

★年行司（長百姓から選ばれ、村の経理を庄屋だけに任せない仕組みで年貢算用の監査や村入用の監督）
広島藩では17世紀中頃に革田身分が成立した。一般に死牛馬処理、皮革売却等に従事し、犯罪者の逮捕、刑の執行などを行う身分とされた。“代官—大庄屋—郡頭—革田—村頭—革田—革田”の藩権力に直結する側面と、“庄屋—組頭—革田”の村のための治安維持の役目を果たす2つの側面があった。土地を所持して農業に従事し、年貢も負担していた。

以上 幹事 福田雅充様提供 倉橋町史・通史編 4-2.pdf (town.kumano.hiroshima.jp) より